

第15回教育委員会（定）

開会日時 平成25年 8月 27日（火） 午後 1時00分
閉会日時 午後 3時10分
開会場所 教育委員会室

出席者

委員 別府 明雄
委員 谷田 泰
委員 高野 佐紀子
委員 青木 義男
委員 橋本 正彦

出席事務局職員

庶務課長	小林 緑	学務課長	森下 真博
生涯学習課長	中島 実	指導室長	矢部 崇
新しい学校づくり担当課長	田中 光輝	学校地域連携担当課長	木内 俊直
中央図書館長	代田 治		

署名委員

委員長

委員

午後 1時 00分 開会

委員長 本日は、5名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。ただいまから、平成25年第15回教育委員会定例会を開催いたします。本日、寺西次長は、区民と区長の懇談会に出席のため、欠席です。本日の会議に出席する職員は、小林庶務課長、森下学務課長、中島生涯学習課長、矢部指導室長、田中新しい学校づくり担当課長、木内学校地域連携担当課長、代田中央図書館長の、以上7名でございます。本日の会議録署名委員は、会議規則第29条により青木委員にお願いいたします。本日の委員会は、2名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第21号 平成25年度「教育委員会が行う点検・評価」
二次評価について

(庶務課)

委員長 日程第一 議案第21号「平成25年度「教育委員会が行う点検・評価」」二次評価について」、庶務課長から説明願います。

庶務課長 まず、議案第21号「平成25年度「教育委員会が行う点検・評価」」二次評価について」、議案を提出いたします。

提出者は、板橋区教育委員会教育長、橋本正彦でございます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価については、教育委員会の審議事項であるためでございます。

1枚おめくりください。

こちらの方は、委員の皆様からの二次評価をまとめたものでございます。

事前に資料の方をお配りしてございますが、主立ったところをご紹介します。いただきます。

重点1の「豊かな心と健やかな体の育成」ということで、評価評語は「順調」ということでいただいております。

二次評価に関するコメント、こちらは、「質を高めることに注力を」ということで、こちらの方の内容につきましては、環境教育について、キャリア教育、体力づくりの推進。

それと、全体のまとめといたしまして、順調に進んでいると思える。どの事業も質を高めることに注力すべきである。そのためには、教員・地域・行政で一致団結したPDCA活動が不可欠だと考える。この点を再認識した上で、着実な実質化を進める必要があるというご指摘をいただいております。

2ページをご覧ください。

重点1－2ということで、「豊かな心と健やかな体の育成」。

個に応じた特別支援教育の充実ということで、評価評語は「順調」ということでいただいております。二次評価コメントは「将来を見越した準備を」ということで、こちらの方につきましても、「個別の教育支援計画」策定の推進、特別支援教育にかかる人的支援の再構築。それに特別支援学級の増設というところでご指摘をいただいております。普通学級在籍で支援を必要とする子どもたちが適切な教育支援を受けられるためには、スクールカウンセラーを派遣するだけでは難しい。今後も保護者への理解を求める必要がある。学校生活で通常学級との交流やPTAや寺子屋主催行事参加が増える中で、個々の問題としてだけではなく、障がい全般に対して普通学級の保護者やボランティアなど、周囲の人間の正しい理解が重要であるというご指摘をいただいております。

3ページをご覧ください。

重点2ということで、「確かな学力の育成」。

評価評語は「順調」ということでいただいております。二次評価のコメントといたしまして、「オープンスペース・教科センター方式の有効活用に注力を」ということで、フィードバック学習方式、科学教育の充実という点についていただいております。

そのほか、オープンスペース方式、教科センター方式というところで、いずれも子どもが主体的に学ぶことができる問題解決型授業を実現するということで、お子様方が主体であるということをお忘れなくという指摘をいただいております。

4ページをお開きください。

重点3ということで、「読書活動の充実」。

こちらは、評価評語は「順調」。二次評価コメントといたしまして、「図書館と各校の連携を」ということで、事業的には、学校図書館の充実。こちらでは、各校のよい事例を共有し、今後も質の向上を図りたい。

家庭での読書推進の意識啓発に関しては、「家庭読書の日」は殆ど形骸化しており、有効な施策が必要であるというご指摘をいただきまして、地域における読書活動の推進では、図書館と学校の連携の進展が見えるというようなご批評をいただいております。

次に、5ページでございます。

重点4、「教員の指導力向上」ということで、評価評語は「(一部)遅延等」ということで、二次評価コメントといたしましては、「23区で一番魅力的な教育支援センターへ」ということで、教育支援センターの整備・推進に関しましては、教育支援センターの開設によりまして、教員の指導力向上にも大きく寄与することから、他区から憧れを持たれる板橋区独自の教育支援センター開設を希求する。

それに、課題別研修、保幼小中連携教育の推進というようなどころに関してお言葉をいただいておりますが、全体といたしまして、教員の指導力向上については、日々、努力されていると思う。これは最も重要な課題であり、幼稚園・小中

学校の教育では「教育シナリオの設計」が必要であると認識している。教員には、学習指導要領の内容に加えて「興味・動機付けを与える教育」や「適切な学び方の方法を教示する教育」も必要である。

この点を「教育シナリオの設計」に盛り込むことが大事である。学習指導要領でも重視されている「知識・技能を習得した上でそれらを活用して考える力や表現する力、伝える力を育成すること」を大切にした問題解決型の授業や協同学習の導入など、教科を超えて横串をさしていくような教育シナリオが求められているというお言葉をいただきました。

次に、6ページでございます。

重点5ということで、「家庭における生活習慣の形成支援」ということで、評価評語は「順調」をいただきまして、二次評価コメントは「多くの保護者が参加できる交流を」ということで、「小学校入学前に身につけたい10の生活習慣」、これに関しまして、小学生や中学生用のチェックシートがあればさらに有効だが、一部には行動の強制を拒む意見もあるため、自己啓発図書を紹介するのも一つの方法であるというようにお言葉をいただきました。

それに、年齢別親学講座、これに関しては、早い段階から悩みを語り合うことができる場づくりを心掛け、課題である、参加できない・しない保護者の理由を把握し、解決していくことを望む。

それと、小中学校で実施している家庭教育学級の情報を他の学びのエリアに提供することで、保護者が学ぶ機会が増し、様々な年代の親同士が交流できることになり、有効だと考えるということのお言葉をいただいております。

次に、7ページでございます。

重点6、「地域人材による学校・家庭支援の促進」ということで、評価評語は「順調」でございます。

二次評価コメントといたしまして、「区民が、地域の教育に積極的に参加できる環境を」ということで、あいキッズ、こちらに関しましては、一本化に向けての各校の施設面・運営面での課題について学校関係者と十分協議し、理解を深めながら、全校実施に向けて積極的に取り組むことを望むということ。

それと、学校支援地域本部事業、これに関しましては、地域コーディネーターの育成や、地域での認知度を高め、教育力向上に役立つという社会的な位置づけを町会や地域企業・NPOなどの方たちに周知し、理解を深めていくことが重要であるというご指摘をいただいております。

重点7でございますが、8ページでございます。

「安心・安全で魅力的な学校環境の整備」ということで、評価評語は「（一部）遅延等」。二次評価コメントといたしまして「安心・安全の確保を第一に」ということで、学校の適正規模・適正配置については、小規模校や大規模校一校の問題としてだけでなくエリアの将来的な方向性を地域の理解と協力を得ながら考える事が大切であると。

団塊の世代の退職で若手教員が増える中、バランスのとれた教員配置により若手教員が成長することも考え、適正規模・適正配置に取り組むことが重要という

こと。

それに、耐震補強工事・大規模改修工事・改築工事に関しましては、長期的な視点に立って、区全体の予算を加味しながら積極的に取り組み、安心安全の確保に努めていくことを希求すると。

それに、ICT化についてでございますが、情報漏えいなどに対する十分な対応策を身につけてもらうことを前提に積極的に推進「されたい」ということで、「したい」というところをちょっと直したいというふうに思っています。

最後のところですが、ICTを上手く活用できる教員とそうでない教員がいるので、うまく活用した事例を学校全体で共有することが求められているという点をご指摘いただきました。

9ページの重点8というところで、「教育委員会の改革」についてですが、評価評語は「順調」でございます。

二次評価コメントは、「オープンで身近な教育委員に」ということで、「いたばしの教育」、それに学校訪問やPTAとの懇談会等に意見をいただきました。

その他の意見といたしましては、「また」以降でございますが、教育施策はどうしても多面的になりがちで、できるだけ重点施策を絞り込み、確実に実行していくことが望ましい。地域の教育力向上など外部との連携がますます重視される中、地域企業経営者・商店街・NPOなど様々な団体との意見交換なども推進していくとよいというお言葉でございます。

次に、10ページ以降、3点の緊急時対応ということで、まず、第1点に「いじめ問題」でございますが、ここからは全文読み上げさせていただきます。

「各学校において「ふれあい月間」を中心に、年間を通じて「いじめ見逃しゼロ」に積極的に取り組んでいることは評価できる。

いじめは、些細な言い合いや、ふとした言動がきっかけとなる事もあるため、周りで常に注意し、現場の状況把握と初動対応が重要である。これには、現場の教員のみならず、支援員やボランティアの方々にも協力いただき、予見対応ができることよい。

特に、子どもと一番親密に接している保護者が先に気づくことが望ましい。そのために、道徳授業地区公開講座などの機会を活用するなど、保護者や地域の方と考え合う機会を増やすことが大切である。また、いじめとして認知した事例及びいじめにつながるおそれのある事例については情報共有し、学校全体で解決に向けて取り組むことを希求する」と。

2点目、11ページの緊急時対応の「体罰」でございます。

こちらは、「年度初めに服務事故防止に関する確認書を提出しているにもかかわらず、体罰が複数発生していることは、一部ではあるが、教員の認識が十分でない」と考える。

体罰は指導力不足と捉えて、各研修や日頃の会議の中で、体罰に対する意識啓発を繰り返し行っていかなければならない。各教員から体罰のない指導の必要性や子どもとの関係性の本音を引き出すことができれば、対応策を検討するための良い資料になる。特に、学生時代から体罰を当たり前を受けてきた教員について

は特別な指導が必要である。適切なマニュアルの作成も検討すべきである」ということ。

それから、最後でございますが、12ページです。

緊急時対応の「交通事故対応」でございますが、「事故への対応について、警察との連携で様々な取り組みが進んでいることは評価できる。緊急合同点検で危険箇所について対策が取られたことも良かった。交通安全対策としてスクールガードや見守り隊などのボランティアに協力を依頼しているが、全学校区域をカバーすることは難しい。そのため、子ども自身が自分の身を守る訓練をする必要があり、その意識を持たせることが大切である。

また、通学路の定期的な点検やスクールゾーン見直しの検討は予防保全に有意義である。交通ルールに限らず、子どもは親の行動に倣うので、まずは保護者がしっかりルールを守る手本となることが望ましい。併せて、保護者や地域と連携しながら、交通安全指導や安全教室開催等を考慮されたい」という、このような二次評価のコメントをいただきまして、4名の委員の皆様からいただいた意見を事務局の方でまとめました。

二次評価へのコメントに関しましては、谷田委員さんの方からまとめていただいたものを載せさせていただいたのですが、一部、事務局の方でも作成したのもございますので、そぐわないなというところがあれば、本日、ご指摘いただければというように思っております。

それと、今後のスケジュールということになりますが、この後、9月の総会に庁議報告を行いまして、もう一度、9月12日木曜日の教育委員会に改めて、庁議などで意見があった場合、そちらも合わせてご報告させていただいて、調整させていただいた上で決定していきたいというように考えてございます。

その後、9月30日に区議会の文教児童委員会に報告いたしまして、10月下旬に、こちらに関してホームページなどで区民の方に公表していきたいというように考えてございます。

もう1点、別添の冊子でございますけれども、こちらの方は、以前からお示しているものに、今回の二次評価を、25ページ以降に、重点の最後の「二次評価」というところで、教育委員会としての最終評価ということで同文をつけさせていただいております。

私の方からのご報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

二次評価をまとめていただきましたけれども、これにつきましてご意見等がありましたら。1つずついきますか。

まず、重点1に関して、ご意見があれば。

多分、これは本来ですと4人の教育委員の評価をまとめたので、この席ではなくて、事前に4人で協議すれば一番よかったのではないかという気もするのですが。

でも、もう、この席になったのでこの場でやってしまいますけれども、重点1

のところに関しては、私がここに書いているのですけれども、真ん中あたりに、「今後もキャリア教育を通じて、仕事の厳しさを教える」というふうに書いているのですけれども、ここの「厳しさ」というのは余りよくないなという気がしております、「仕事の大切さ」とか、その辺ぐらいの方が、何となく「ブラック企業」にも耐えろというような意味に取られるとまずいので、こんな感じかなというふうに思っております。

あと、「注力」という言葉を書いていたのでありますが、この「注力」。

庶務課長 事務局で書いたものかもしれないです。

委員長 事務局。

庶務課長 その場合もあります。

委員長 事務局で書いていますか。「注力」は辞書で引いたら出てこなかったの。簡単な辞書だと。

庶務課長 電子辞書で調べながら書いたのですが、全部の辞書にはないかもしれません。

青木委員 一般的ではないですかね。しょっちゅう使います。

委員長 使いますか。では、いいです。では、別に気にしないで。

ほかに、ここの重点1に関しては、概ねこれでよろしいですか。

そうしましたら、次に、重点1-2になりますけれども、「豊かな心と健やかな体の育成」の、ここの文章に関しては、何かございますでしょうか。

(なし)

委員長 特になければ、次に。もし思い出したら、後で、また言っていただいても結構です。

重点2の「確かな学力の育成」のところでは、私個人的には、真ん中あたりに「改善しながら、予算の範囲内で実効性の高い」というところがあるのですけれども、「予算の範囲内」は要らないのではないかという気がいたします。

それと、その数行後に「熱帯環境植物館など、施設が充実しているため」。「ため」ではなくて、「いるので」という気がいたしました。

庶務課長 分かりました。

青木委員 もう1点だけ、いいですか。

委員長 はい、どうぞ。

青木委員 [e-Learning] なのですけれども、つづりが「Lea」なので。

庶務課長 はい。

委員長 よろしいでしょうか。

すみません、たくさんあるので飛ばしてしまいますけれども、続いて、「読書活動」についてはいかがでしょうか。

(なし)

委員長 重点4、「教員の指導力向上」に関しては、「教育シナリオ」の意味は分かるのですけれども、余りここでは出てきた言葉ではないので。これは、いつもは何と言ったかなというのを考えながら、出てこないのですけれども。

谷田委員 「教育シナリオの設計」という言葉の共通認識は持っていた方がいいかもしれないなど、私もちょっと思いました。

青木委員 これは多分、私が書いたものですね。

委員長 今まで何という言葉で言っていたか。

庶務課長 うちの方でも考えておきます。

青木委員 一般的に書かれていたのは「インストラクショナルデザイン」で、それで困ったなど。

委員長 なるほど。ちょっとペンディングにさせていただきます。

青木委員 はい、何か適切な言葉をお願いします。

委員長 では、重点5の「家庭における生活習慣」の、ここではよろしいでしょうか。

谷田委員 ここは、一番私が悩んだところで、そういう場に参加していただけないような保護者に対して何をするかというのは、すごく見えないなというふうに思いながら、どういうことを書くといいのかというのは、とても思い悩んだのです。

それで余りいいコメントが書けなかったという感じが。ここが一番、そういうのを感じました。文章がいい悪いというのではなく。

委員長 地区によっては、ほとんどPTAの会合にも参加していないという学校が、結構あることはあるので、その理由は、経済的理由というのが大きいような気もするのですけれども、ただ、本当に出て来られない人こそ出てほしいというのがあるのはある。

高野委員 機会を増やすことかなというふうに私は思ったのですが。それは、働きかけても出ない方は出ないのですけれども、でも、機会があって出て、こういうことをやっているのかということで、それで、本当に1人でも2人でも、だんだん学校の中で行われる講座でも何でも、お話を聞いていただける回数が増えることしかないのかなと思っています。

できるだけ、機会を増やしていくことが大事かなというふうに私は考えたのですが。

青木委員 この間の学校支援地域本部のときの特別講座、先生のお名前を忘れて申しわけないのですけれども、ああいう、本当に新規の取り組み、一緒に協働することがどれだけ大事かという、動機づけを与えるようなものを、繰り返しお話しするしかないのかなと。その重要性は、三位一体とかということで、だんだんその気になってくるのかなという気もしないでもないの、ああいうお話がすごく大事ななど、この間そう感じました。

高野委員 松田先生の。

青木委員 ああ、そうです、松田先生の。

委員長 と、そういった趣旨です。

庶務課長 では、今いただいた、機会を増やす、動機づけを与えるというようところで、事務局の方で加筆してよろしいでしょうか。

委員長 はい。それでは、重点6の「地域人材による学校・家庭支援の促進」については、いかがでしょうか。

特に、よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 そうしましたら、重点7の「安心・安全で魅力的な学校環境の整備」で、二次評価のコメントで「安心・安全の確保を第一に」はいいのですけれども、おそらく「適正規模・適正配置の促進」というのを入れた方がいいかなというふうに、ここの中の文章を読んでいて、先ほど思いました。

庶務課長 どうしましょう。「～第一に。学校の～」と進めますか、それとも。

委員長 ほかの方のご意見も伺って。

谷田委員 安心・安全は当たり前のことと思えば、適正規模を優先して、ここにはコメントを入れるという考え方もあるのかなど。それぐらい、そこを我々としては大事にしているということで、安全・安心を大事にしないということではなくて。メッセージとしては、ある意味で分かりやすいかもしれない。

委員長 ということで、いかがでしょうか。
では、そんな形で。

庶務課長 では、学校の適正規模・適正配置をコメントの前面に出して、それに関しては「地域の教育」とか、その辺の言葉をプラスアルファしてコメントしてよろしいですか。

委員長 はい。

庶務課長 分かりました。

委員長 では、重点8の「教育委員会の改革」については、いかがでしょうか。

高野委員 私は、この板橋の教育委員会の活動について分かりやすくというふうにしたのですけれども、この「いたばしの教育」という、広報紙のタイトルで分かりますでしょうか。広報紙というふうにした方が分かりやすいのかなど、自分で読んでいて思ったんですけれども。「教育広報」とか、そういう形の方が一般の方はわかりやすいかと。

庶務課長 そうですね。では、言葉を「教育広報」に置き換えますか。

青木委員 頭に「教育広報」とつけて「いたばしの教育」とするのは。

庶務課長 ああ、その方がわかりやすいですね。

委員長 それでは、緊急時対応の「いじめ問題」。この件に関してはいかがでしょうか。

保護者が先に気づくことが望ましいというのは、何となく、保護者に押しつけているというふうにとられるとまずいなというふうには感じております。もうちょっといい言葉がないかなというふうには思いつつ書いたのですが。

教 育 長 「先に気づく」というところを「連携」という言葉に置き換えるとか。

庶 務 課 長 ちょっと工夫してみます。

委 員 長 それでは、緊急時対応の「体罰」の方に移らせていただいてよろしいでしょうか。

ここは、「学生時代から体罰を当たり前に受けていた教員」というのは余りよくなくて、「学生時代から部活動等で体罰を受けていた教員」くらいにしておいた方がいいかなというふうには思いました。

ほかにご意見はございますか。

(なし)

委 員 長 では、緊急時対応の「交通事故対応」の方では、いかがでございましょうか。

特に今なければ、改めてまた近日中にでも、ご意見があれば伺わせていただくということにいたしまして、色々ご意見が多数ありましたので、日程第一の議案第21号につきましては、本日いただいた意見を踏まえ、修正の上、改めて次回の定例会で審議することにいたします。

○議事

日程第二 議案第22号 幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部を改正する訓令

(庶務課)

委 員 長 それでは、日程第二 議案第22号の「幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部を改正する訓令」について、庶務課長から説明願います。

庶 務 課 長 議案第22号「幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部を改正する訓令」の議案を提出いたします。

提出者は、板橋区教育委員会教育長、橋本正彦でございます。

提案理由でございますが、平成25年7月1日に「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されました。

事業者に対して、通勤に自転車を利用している従業者が駐輪場を確保していることを確認することが義務づけられたため、様式の改正を行う必要があるためのものでございます。

お手元の方に通勤届の「別紙1」があろうかと思いますが、そちらの上段の方の★印がついているところに、「自転車を利用する場合は自転車駐輪場の名称を必ず記入してください」といたしまして、「順路」「区間」「通勤方法」の次に「交通機関名、自転車駐輪場名」ということで、こちらの「駐輪場名」というこ

とを挿入してございます。

それと、裏面の方の11番ということで、「自転車駐輪場の確認は、平成25年7月1日施行「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき行うものである。都内に駐輪する必要がある場合は、必ず記入すること」ということで盛り込みました。

お手元の方に「別紙2」ということで規程がございしますが、文案の方は、規程文の方は何も変わりませんが、今お示したような形で通勤届を改正するというで、最終ページに旧様式を載せてございます。

それと、都条例の概要ということで、参考のためにお手元の方にお配りしております、その別紙3の裏面の7の(2)に、今、私の方で提案理由ということで申し上げたところが記載してございます。

説明は、雑駁でございますが、以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 駐輪場名というのは、例えば、ここに通っていれば、その駐輪場の名前を書くということですか。

庶務課長 この条例の中では、事業者のところに備える場合には、事業者の企業名の駐輪場を、記載すれば足りるという形で運用してまいります。

谷田委員 そうということですね。その学校だったり、そういうこと。

庶務課長 何々学校、小学校とか中学校とか。

委員長 自宅から駅まで自転車で行って、そこから電車に乗る場合は、その電車の駅前の駐輪場名を書く。

庶務課長 そうですね。駅前何々駐輪場だとか。

委員長 書くだけでいいのですか。その契約書を見せなければいけないとか、そういう。

庶務課長 その契約書を確認するまでは、都条例では求めていません。

谷田委員 あくまで、都内で。

庶務課長 都内です。

谷田委員 住んでいるのは都内だけど、その最寄駅までのは必要なくて、ということで

すよね。

庶務課長 板橋駅前第3駐輪場とか、あるかどうか分からないですけども、そういった。

委員長 では、坂戸市の人は、別に書かなくていい。

庶務課長 書いた方がいいでしょうけれども、都条例ではそういう形で。埼玉に条例はありませんので。

委員長 いずれにしろ、これは区の職員全部に対しての改正で、あくまでも、ここは幼稚園に限ってやっていますけれども。

庶務課長 区費職員には、もう既に改正は済んでいます。

委員長 そういうことでございますので、よろしいでしょうか。
お諮りします。日程第二 議案第22号については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

○議事

日程第三 議案第23号 平成26年度区立小・中学校使用教科書の採択について

(指導室)

委員長 日程第三 議案第23号の「平成26年度区立小・中学校使用教科書の採択について」、指導室長から説明を願います。

指導室長 議案第23号でございます。平成26年度の区立小・中学校使用教科書の採択についての議案を提出させていただきます。

提出者は教育長、橋本正彦でございます。

平成26年度の区立小・中学校使用教科書の採択についてでございますけれども、これは法律でいいます義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び14条に基づきまして、平成26年度の区立小・中学校使用教科書を採択するものでございます。

採択事項は、(1)平成26年度区立小学校使用教科書、(2)平成26年度区立中学校使用教科書、(3)平成26年度特別支援学級使用教科書でございます。

採択の教科書案は、後ほど説明しますが、別紙のとおりでございます。

採択期限は、8月31日となっております。

では、説明させていただきます。

1 ページをめくっていただきたいと思います。

小学校用の教科書についてでございますけれども、通常学級です。

これにつきましては、平成22年度に採択を行いまして、平成23年度から使用しておりますけれども、これらの教科書については、4年間同一教科書を使うということで、これは先ほどの第14条に規定されております。したがって、小学校については、今回、採択替えはありません。

確認いただきたいことは、平成26年度の使用教科書は平成25年度と同じということでございますので、ご覧のようなこととなります。

なお、4年間の使用は、平成23年から26年までです。来年でこの教科書は採択替えということになります。来年の教育委員会では、小学校の教科書については採択をお願いすることになります。

1枚おめくりいただきまして、2枚目は中学校用の教科書でございます。通常学級用です。

中学校につきましては、平成23年度に採択替えを行いまして、平成24年度から4年間の使用ということでございます。

ご覧の教科書は、平成27年度までと同一の教科書を使用することになっております。したがって、平成28年度から中学校は新しい教科書になりますので、平成27年度に中学校の教科書は採択替えをお願いすることになります。

したがって、小学校用と中学校用については、今回、採択替えはございません。

次をおめくりいただきまして、3番目、今回の採択替えをお願いするところでございます。

特別支援学級一般図書、いわゆる9条本といっているものでございます。

これにつきましては、毎年度、異なる図書を教科書として採択することができるものでございます。

平成26年度に使用する特別支援学級用の教科書につきましては、平成26年度に特別支援学級の設置を予定している学校が各学校の児童・生徒の状況に応じて選定し、これらの一覧表にまとめたものでございます。

選定に際しまして、指導室といたしましては、東京都から送付を受けております特別支援学級用の教科書の調査研究資料、それから、平成26年度の一般図書一覧というものを対象校宛に配付しまして、対象校が選定したものでございます。最初の方にありますのが小学校用、それから3ページ以降にありますのが中学校用でございます。

平成26年度に使用する特別支援学級の教科書でございますけれども、小学校用では、総数として171種類、中学校としては合計73種類でございます。

これらのものは、今、お机の上に幾つか資料としてお見せしておりますけれども、本屋さんで売っているような図鑑であるとか絵本を特別支援学級の子どもの状況に合わせて教科書として使用させるものでございますけれども、これ以外に、

通常級の子どもさんが使っている教科書で学習ができる子どもさんについては、それを教科書として子どもに与えております。

それから、今、お机の上にある中で☆のマークがついている教科書があるかと思えますけれども、それは文部科学省の著作本とっています。それにつきましては、いわゆる通常級の子どもさんが使う教科書を使うには難しいということで、特別に、特別支援学級用として文部科学省が作成した著作本というのがあります。これを選定することもできることになっております。

表にあります中で☆のマークがついているものが、その著作本ということになります。ご覧いただければと思っております。

教科書採択については以上でございますので、ご審議のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

小・中学校については、今年度は採択替えがないということで、今年度と同じ教科書を使用するということでございます。特別支援の方については、新たに若干増えたものもあるということです。

基本的には採択替えがないということですが、かえたいというのであれば、かえることはできるのですか。

指導室長 特別支援学級の方ですか。

委員長 ではなくて、一般の方で。

指導室長 一般の方はないです。

委員長 ないですか。

指導室長 はい。これは4年とするというふうに決まっていますので。特別支援学級のものについては、8月31日で、先ほど終わりと言いましたが、それ以降に、どうしてもこれを新たに加えたいというものがあれば、それを新たに採択することはできます。

なお、大山小学校ですが、来年、大山小学校そのものの特別支援学級はなくなりますが、板七小の方に行くということですので、それを前提にして、現在の大山小学校の子どもに合ったものを板七小では使うという形になります。

委員長 ということで、一般の方は採択替えがないということで、ここで決めるというのもおかしな話という気がしないでもないですが、一応。

指導室長 それは、確認していただくということで。

委員長 はい。よろしいでしょうか。

では、お諮りします。日程第三 議案第23号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

○報告事項

1. 人事情報（都費職員 平成25年7月分）

(指-1・指導室)

(区費職員 平成25年7月分)

(庶-1・庶務課)

委員長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「人事情報」について、初めに都費職員について指導室長から、続いて、区費職員について庶務課長から報告願います。

指導室長 人事情報でございます。7月31日現在の教職員数につきましてのご報告でございます。

正規職員につきましては、7月末の教職員数は括弧内の休職者も含めまして1,837名であり、6月末からの変わった数字はございません。

括弧内の休職者数につきましては89名となりまして、2名の増となっております。

内訳は、増要員が3名ありまして、育児休業者の増が3名。減要員が1名でありまして、育児休業を終えて、新たにお子さんをもうけられたということで、そのまま産休に入られた方が1名ということで、プラスマイナスで2名の増でございます。

期限付教員の任用については、変化はありません。

非常勤職員につきましては、学習指導講師153名は6月末時点から変わっておりません。

ただ、これは7月31日現在の数でございますけれども、今日現在は、8月20日付で2名が採用となっております、今日現在数は155名で、欠員はマイナス1でございます。

それから、(2)から(5)までは変更ございません。

指導室は、以上でございます。

庶務課長 区費職員の関係でございますが、一般職員、非常勤職員とも、異動はございません。

委員長 この件に関しまして、質疑、ご意見等ございましたら、ご発言ください。

休職も育児休暇でよかったですね。

指導室長 はい。

委員長 病気ではなくて。

指導室長 はい。

委員長 指導講師も2名採用ということで、欠員というのは、やっぱり数学ですか。

指導室長 中学校の数学です。いい方がおられたらご紹介いただければと思います。

委員長 ひとつ、頑張って、よろしくお願いいたします。
なければ、報告2に移ります。

○報告事項

2. 板橋区学校・保育園等緊急メールシステムの導入について

(庶-2・庶務課)

委員長 報告2「板橋区学校・保育園等緊急メールシステムの導入について」、庶務課長から報告願います。

庶務課長 緊急連絡メールの導入についてということで、システムの導入の目的は、記載のとおりでございます。

システム構築委託及び運用管理業務委託契約と契約金額でございますが、こちらはプロポーザル方式によりまして、6月21日に実施いたしまして、バイザー株式会社というところと契約を結びました。

契約金額は202万6,500円。それと合わせて、保育サービス課と共同開発している保育サービス課の分が137万250円でございます。

システムの概要ですが、登録対象者といたしまして、区立小・中学校・幼稚園、認可保育園・認可外保育施設に通う児童・生徒、園児の保護者及び関係者ということでございます。

それと、(2)で、配信する情報といたしましては、メール配信は、教育委員会事務局及び保育サービス課が一斉配信を行う以外は、原則、各学校(園)から次の情報を配信するというので、不審者、災害発生情報等、児童・生徒、園児の安全安心の確保にかかわる情報。2つ目といたしまして、学校(園)の諸行事など教育・保育活動にかかわる情報。3つ目といたしまして、教育委員会事務局次長及び学校(園)長が必要と認める情報という3点を考えてございます。

それと、配信単位でございますが、これは教育委員会事務局・保育サービス課の方から保護者に対して一斉配信を行うということで、これは教育委員会が全ての小・中学校、区立幼稚園に対して一斉配信を行うことができます。やり方によ

ってですけれども、個別配信も可能ではございます。

それと、2つ目に、各小・中学校、幼稚園から保護者に対して、学校別、学年別、学級別単位、もしくは特別支援学級単位での配信が可能となっております。それと、保育サービス課の分ですが、各認可保育園・認可外保育施設から保護者に対して、保育園別、歳児クラス単位での配信が可能としてございます。

裏面をご覧いただきたいのですが、登録・変更・削除方法ということで、メールアドレスの登録、変更、削除は事業者所定のサイトで行います。

登録は1年度更新ということで、年度末に事業者が一括削除いたします。年度当初に登録者自身による再登録をお願いするという内容でございます。

スケジュールでございますが、23日から29日、各学校（園）における試用期間。既に各学校、園に対しては、取扱説明の方は終了してございます。

9月2日、月曜日から保護者の皆様に登録の受付開始をお願いする。9月24日、火曜日から配信は開始いたしますが、2日以降に不審者情報等があった場合には、こちらのシステムを使ってメール配信を行えるものとするというように考えてございます。

雑駁ですが、ご説明の方は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 登録は1年ごとの更新ということになるようではございますけれども、年度内の出入りがありますよね。それは、全く今回は対応できないのですか。

庶務課長 年度内の新規の登録は可能で、いつでもできます。削除の方は、ご自身で削除することはできます。パソコンのメールアドレスが変わったりということが考えられますので、ご自身で変更することはできます。

ただ、お名前を預かるということはありませんので、どなたが登録しているか分からないので、事業者として削除するには、一括削除の方法しかない。

事業者サイドはメールアドレスしか持っていない。こういう言い方をすると、また誤解を受けてしまいますけれども、メールアドレスと、各学校名というか、コード、学年、クラスという単位でお預かりした情報しか、個人は特定できないというような形で構築しております。

青木委員 なので、ご本人が「私はこれだ」といって削除して新規登録することは随時できるという。

庶務課長 はい。

委員長 今、各学校ではメールシステムを持っているところも多いではないですか。それとこれとの併用は、それぞれの学校で考えるということ。

庶務課長 学校独自でという、学校自身が構築しているところは、私の方ではないと。P
TAサイドの方でつくっているものですので、そちらを併用するかどうかは、そ
のご自身の方で考えていただいて。

委員長 あとは、保護者に説明するときに、不審者情報でも、実際に出てくる情報は保
護者が期待するほどのものはないという、出せないということを、きちんとあら
かじめ知らせておいた方が。

絶対、受ける方は詳しい情報がもらえるという期待をするのですけれども、多
分、警察からは出てこないのです。

庶務課長 分かりました。こちらの方は校長会等を通じて。

委員長 よろしいでしょうか。

○報告事項

3. 大谷口幼稚園の廃止認可決定について

(学一1・学務課)

委員長 では、報告3「大谷口幼稚園の廃止認可決定について」、学務課長から報告願
います。

学務課長 では、資料「学一1」をご覧ください。

大谷口幼稚園の廃止認可決定についてでございます。

平成25年5月30日付で大谷口幼稚園設置者から廃止認可申請書が提出され
ました。これについて、申請内容の審査及び現地調査を行ったほか、東京都へ東
京都私立学校審議会への諮問を依頼していたところ、平成25年7月16日開催
の東京都私立学校審議会において、認可を適当と認める旨の答申がありました。
板橋区において、下記のとおり廃止認可を決定したものでございます。

申請者は、大谷口幼稚園設置者、宗教法人西光寺代表者でございます。

認可幼稚園は、大谷口幼稚園。

認可内容は、廃止認可でございます。

廃止認可日は、平成25年7月31日付でございます。

廃止の理由は、園児数の減少に伴い、運営が困難になったためというふうにお
聞きしているところでございます。

大谷口幼稚園の概要でございますが、設置認可日は昭和18年ということで、
70年ぐらいの期間の運営でございました。

一番下の方に過去5年間の卒園児数がございますが、平成22年度から、順次、
募集を停止しておりまして、平成24年度は年長のみで運営しておりまして、そ
のお子さんたちが本年3月14日に卒園したことで、全員いらっしやらなくなっ
たところで廃止というような形になっているところでございます。

簡単ですが、説明は以上です。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

非常に長い歴史のある幼稚園で、規模もそこそこあるにもかかわらず、児童数が少ないということでやむを得ないかと思えます。

よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

4. 榛名林間学園の臨時休業について

(生一1・生涯学習課)

委員長 では、報告4「榛名林間学園の臨時休業について」、生涯学習課長からご説明願います。

生涯学習課長 榛名林間学園の臨時休業について、「生一1」をご覧ください。

板橋区立榛名林間学園条例第3条但し書きに基づきまして、施設を臨時休業とさせていただきます。報告させていただきます。

休業期間は、昨日、平成25年8月26日月曜日から本日の8月27日火曜日まででございます。

休業の理由は、浴槽用ろ過タンク取替設置の緊急工事に伴いまして、浴室の使用ができず、利用者に入浴の提供ができないためでございます。

緊急工事の経緯について、ご説明をさせていただきます。

昨年の7月31日に、ろ過タンクに穴があいたことによる水漏れが発生しまして、その後、今年3月から7月にかけて4カ所の水漏れが頻繁に続きました。そのうち、それぞれ簡易補修をしてきたわけですが、7月27日に発生した水漏れは穴が大きくて大量の水が漏れまして、簡易補修では対応できないことになりました。

業者の点検を行ったところ、内部のさびによる腐食が原因で穴があいておりまして、速やかにろ過タンクの取りかえを行うように指導を受けたところでございます。ろ過タンクがこわれますと、社会教育宿泊施設としての運営が困難になること、また、9月から始まる後期の移動教室の実施に支障を来すため、8月1日に営繕課に依頼いたしまして、緊急工事を行う運びになりました。

休業期間については、工事の施工期間は3日間必要ということで、9月まで、宿泊予約が入っていない日が8月この週でございましたため、今回、8月26、27日を臨時休業にさせていただきました。

なお、28日につきましては、あらかじめ予定していましたが保守点検日であるために、もともと休業日になっているところでございます。

区民への周知については、教育委員会告示及び区ホームページにより、8月14日から27日まで行っております。今のところ、区民からの臨時休業についての問い合わせや苦情はございません。このことから、区民への影響はなかったと

いうふうを考えられます。

しっかり工事を完了させて、9月からの移動教室に備えたいと思っております。
報告は、以上でございます。

委員長 ということは、もう去年から穴が多少あきつつあったという。

生涯学習課長 はい。

委員長 工事できるチャンスがあれば工事してしまっていたところでしょうけど。

生涯学習課長 簡易的に補修をして何とか対応をしようと思ったのですけれども、ついに、やっぱり老朽化のため、簡易補修ではだめということなので、取りかえをやらせていただきました。

委員長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

5. 少年野球親善大会結果報告

(生一2・生涯学習課)

委員長 では、報告5「少年野球親善大会結果報告」について、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、「生一2」の方です。第43回板橋区少年野球親善大会についてご報告させていただきます。

日程につきましては、8月3日から5日までの3日間で行われました。久しぶりに、――たしか5年ぶりぐらいですか、予定どおり3日間で、無事、終了することができました。

3日の開会式では、区長より開会の挨拶がありまして、始球式の後、熱戦の火蓋が切られました。

そして、5日の閉会式では、別府委員長より優勝旗と表彰状、青少年健全育成地区委員会連合会会長よりトロフィー、そして橋本教育長よりメダルが授与されました。

今年度も、会場は区立小豆沢公園野球場と区立城北公園野球場の2カ所で行いまして、中日、4日に一日だけ小学生の部を城北公園野球場2面を使って実施させていただきました。

参加チームの数は、小学生の部が昨年度より2チーム多い17チーム(340名)、中学生の部は昨年同様、15チーム(300名)でございました。

これは、18の地区でそれぞれ小学生の部、中学生の部の代表チームが出まし

て、板橋区全体で優勝を争う本大会でございますが、一部の記載の地区が欠場という状況でございました。

試合結果といたしましては、小学生の部の優勝が志村坂上地区の相生キングス。中学生の部が下赤塚地区の赤塚村オールスターズでございました。以下、3位までは記載のとおりでございます。

大会は、6月中旬から7月下旬にかけて、それぞれの青健で地区大会を行いまして、代表を決めております。

参考のところをご覧になっていただきたいと思うのですが、小・中学校合わせて113チーム、約2,260名の小中学生が参加し、地区大会を戦ってまいりました。

今年も、地区大会、本大会とも、連日、大変暑い日に試合が繰り広げられまして、試合が長くなると途中で休憩を設定するなど、熱中症への万全な対策を考えて実施させていただいたところでございます。

今年の本大会につきましては雨や雷による中断や順延が1回もございませんで、内容的にも逆転の試合が数多く、文字どおり、熱戦が多かったという印象でございました。幸い、報告するような事故は1件もなく、無事、終了いたしました。

報告は、以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。
スタッフの皆さんは、連日、暑い中、お疲れさまでした。

○報告事項

6. 教育支援センター実施計画（案）の報告について

（指一2・指導室）

委員長 それでは、報告6「教育支援センター実施計画（案）の報告について」、指導室長から報告願います。

指導室長 前回、ご審議いただいて色々ご意見をいただいたものの修正案として、本日、二度目をお示ししました。

次回の教育委員会におきまして付議させていただいて、そこで実施計画を発表させていただきたいというふうに思っております。

今回お示したものの大きなところといたしましては、4ページ目でございます。教育支援センターをつくる必要性が非常に高いという中に、教育の情報化が板橋は若干おこなわれているところがございますので、メディアセンターの設置とともに、モデル校の整備を行いながら、今度入る予定となっております校務支援システムとの連携を考えて進めていけるような施設にしていきたいということにつけさせていただいております。

また、後半の方の研究・研修の一覧でございますが、11ページにも教育の情報化に関するものを入れさせていただいております。

なお、研究と研修につきましては、それぞれの項目に細分化して、向こう3年

間、また、3年以降、こういう計画であるというものが分かるようなものをつけさせていただいております。それぞれの研究事業、それから研修の事業について、3年分のスケジュールを示させていただきました。

それと、これまでやっている指導室の研修の事業につきましては、今までは一覧表でございましたけれども、24ページ以降にそれぞれの研修ということで、現在行っていて、引き続き、平成27年度以降も必要だという研修については、それぞれを示させていただくような形をとらせていただきました。

前回からの変更点については、およそ以上でございます。

お目通しいただきまして、次回のときに改めて付議させていただきたいと思っています。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

とりあえず、ご覧いただきまして、また何かありましたら、メール等でご連絡いただけたらと思います。

○報告事項

7. 体罰ゼロ宣言について

(指一3・指導室)

委員長 では、報告7「体罰ゼロ宣言について」、指導室長から報告願います。

指導室長 資料「指一3」でございます。

昨年、大阪で体罰により自殺する生徒さんが出たところから、体罰問題は国全体の問題になっておりますけれども、本区でも、昨年度、7件の体罰が発生したということをご報告させていただいたとおりでございます。

しかしながら、今年度に入っても2件生じたということが実際にございましたので、教育委員会としましては、小学校長会、中学校長会、それから幼稚園長会と歩調を合わせる形で「体罰ゼロ宣言」を行いたいということで、その提案でございます。

「指一3」にありますとおりの体罰ゼロ宣言の文案のもとに、今度の金曜日の校長会で、教育委員会とそれぞれの校長会、園長会が合同で体罰ゼロ宣言をするという運びにしていきたいというふうに考えております。

ゼロ宣言の内容を一読させていただきます。

体罰ゼロ宣言。

体罰は、違法行為であり児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員及び学校への信頼を失墜させる行為である。体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ子どもたちに力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為の連鎖を生む恐れがある。

子どもたちは、誰もがよりよく生きたいという意欲や願いをもっている。この願いを教育にかかわる全ての人を受け止め、一人一人のよさや可能性を引き出し、信頼関係に基づいた指導を進めることが大切である。

子どもたちに注意・叱責・指導等が必要と認められる状況においても、決して体罰によることなく、家庭とも連携・協力することにより、子どもたちの規範意識や社会性の育成を図ることが必要である。

いま、子どもたちの教育にかかわる全ての人強い信念をもち、体罰根絶に向けた取組を推進しなければならない。板橋区教育委員会と板橋区立小学校校長会、板橋区立中学校校長会、板橋区立幼稚園長会は、ここに、総力を結集して、「板橋区立学校から体罰をゼロにする」ことを宣言する。

「私たちは、体罰をしません。」「私たちは、体罰をさせません。」「私たちは、体罰を許しません。」

このゼロ宣言を8月30日の校長会で説明するという予定でございます。

なお、それ以降につきましては、区の広報等にこのゼロ宣言を掲載させていただき予定でございます。また、30日にはプレス発表する予定であります。

また、これ以外にも、体罰防止強化月間としまして、年間3回、9月と1月と4月、各学期の頭には体罰防止強化月間として、サービス事故の中で特に体罰にかかわった研修等も予定しております。

また、委員の先生方のお手元にはポストカード大のものが置かれているかと思いますが、それを教員1人1人に配って、目につくところに置きなさいという指導をしております。

また、各学校には、その大きなところのポスターを職員室内の目立つところに張るよという事で、こちらのポスターを各学校には配付しておるところであります。意識啓発ということで、これらのことも相まって体罰を撲滅していくという方向でございます。

なお、子どもたちの方から教員から不適切な指導とか体罰を受けたという状況についての把握もしていくということございまして、これはいじめの情報把握をふれあい月間でやっていますけれども、そのときに合わせて、教員から不適切な指導を受けたということについては子どもから情報を得て、体罰を隠蔽することが学校でないよということ徹底していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員 長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

過去の体罰は、部活動の中でのものが結構多いよには聞いておりますけれども、特にその辺のところは重点的に指導していかれるのでしょうか。

指導室長 昨年の状況ですと、部活動の指導中そのものは1件、それから部活動の送り迎えで1件ということで、都合2件です。その前は少し繰り返す体罰があった教員もおりましたので、「部活動の日」というのを校長会と私どもで7月1日に決めましたけれども、その点は中学校を中心に、体罰による部活動の指導のないよということ徹底しているところでございます。

高野委員 学校だよりなんかで「部活動の日」については中学校で随分取り組んでくださったのが分かったので、効果があるといいなと思っています。

委員長 この写真を見たら、絶対叩かないですよ。

指導室長 机のこういうところに入れて、いつでも見られるように。これも、職員室を出るところには、このポスターが必ずあることになっております。

高野委員 先生と職員との中だけということですか。

指導室長 そうですね。はい。でも、子どもたちとか保護者の方に、恐らく、目につくことはありますので、こういう信念で教員はやっていますということを保護者や地域の方にお示しすることもできるかなと思います。

委員長 はい。よろしいでしょうか。

○報告事項

8. フィードバック学習ふりかえり調査について

(指一4・指導室)

委員長 では、報告8「フィードバック学習ふりかえり調査について」、指導室長から報告願います。

指導室長 資料「指一4」でございます。

今年度当初に行われましたフィードバック学習の調査結果がまとまりましたので、ご報告させていただきます。

この結果につきましては、区全体の結果でございますけれども、フィードバック学習そのものが個別の子どもたちのつまずきについてということですので、全体像を見るのがどの程度意味があるかということについては、また、別の論議とさせていただきたいと思っていますけれども、どの程度の子どもたちの正答率があったということについてまとめたものでございます。

まず、最初のページは国語でございますが、漢字について、小学校と中学校に、それぞれの学年ごとによって分けたものでございます。

そこの考察にありますとおりですけれども、漢字については、強い弱い子どもたち同士の中ではちょっと実力差が結構あるところでございます。

特に中学校の1年生の慣用句というところが40%を切るという状況が生じておりますので、これは小学校で学習した内容ということになりますので、そのあたりを小学校での慣用句とか、ことわざとか、そういったものに少し力を入れていく必要があるかなという分析でございます。

裏面でございますけれども、言葉の決まり、文法とか文章読解についての考察でございます。

以前から弱いと言われております主語、述語、修飾語のそういった関係性についてでございますけれども、後ほど出てきますけれども、決して強い方ではないというところは相変わらずという状況であります。ただ、学校はそのところは力を入れてきておまして、授業改善等を進めているというところが伺えるかなというふうには思っております。

物語文の読解につきましては、4年生をピークに、だんだん、年々、落ちていっているような状況も見ることができます。読書活動との絡みもあるのかなというところで、そのあたりを学校の方には指示していきたいというふうに思っています。

次のページですが、算数・数学について、数と計算についてであります。

概ねこれについては、国語と比べているわけではないですけれども、比較的、成果が得られているのではないかなというふうに思っております。

分数の仕組みについては、若干、まだ指導が足りないところがあるのかなと思いますけれども、国語に比べると比較的いいというのは、恐らく積み重ねができる算数・数学の特性なのかなというふうに私どもは分析をしております。

それから、裏面でございますけれども、量と測定とか図形とかといったあたりでございます。

ここでいつも問題になりますのは、単位量あたりであるとか、割合の問題とかがどうしても子どもたちは弱いというところがあります。また、四角形に代表されるような図形の認識がちょっと子どもたちは弱いなというところも幾つか伺えるところだというふうに思っています。

それから、最後に英語でございますが、英語については2学年だけですので、このような結果になってはいますが、概ねいい結果ではなかったかなというふうに思っています。基礎的なところは把握されているのではないかなというのが現状でございます。

これが今年度の結果です。

それから、4枚目以降でございますけれども、これはフィードバック学習が5年経ちますので、過去3年にさかのぼって、3年間でどのような変化が生じてきたかということについて、平成23年度から25年度を並べてみたものです。黒いものが平成25年度のグラフでございます。

中2と小5についての2学年のみにしました。この2学年はフィードバックの最初からやっている学年でございますので、これは特に取り上げております。

まず、これは国語でございますけれども、およそという感じで見ただければと思います。3年間の中でも正答率が、若干ですが上昇傾向にあるというふうには読み取ることができるかと思えます。

もちろん、1つ1つの項目をよく見てみれば、それほど伸びていないところもありますけれども、3年間の中で努力の結果が出てきているのではないかなというふうに分析できるかと思えます。

それから、裏面でございますけれども、これは中学2年生のことでございますけれども、小学校に比べると伸び率がいいのではないかなという感じがしており

ます。平均正答率は、いずれも上昇の傾向にあるかなということができるかと思
います。

次のページにいきまして、算数・数学でございます。

小学校5年生の算数ですけれども、正答率は、国語ほどではないけれども、あ
る程度の上昇は見込まれるなというふうに思っております。学校としての取り組
みは、先ほど申し上げましたように、かなり定着してきているなということが伺
えるかと思えます。

それから、裏面でございますが、これは中学校の2年生の数学でございますけ
れども、かなり、中2においては、小学校に比べまして上昇している割合がちょ
っと高いかなというふうに見ることができるかなというふうに思っております。
これは、各学校のフィードバック学習の取り組みについての成果かなというふう
に思います。

最後のページは英語でございますけれども、ほぼ同等、ないしは若干上向き傾
向かなというところであります。

英語については、中1の英語の内容について学習しているわけですがけれども、
今後の授業改善の必要性もあるかなと思っておりますし、ALTをどうやって活
用していくかということも1つの課題かなというふうに思っています。

それで、これらは3年間の分析ですけれども、この3年間の中では、1つは教
員の授業改善が進んだ結果だろうというふうに私たちは見たいというふうに思っ
ています。それから、この項目は弱いですというところについてはピックアップ
して学校には伝えてきましたので、その部分の3年間の伸びは大きくなっている
という事実はございます。

一番大きな点と考えていますのは補習の時間です。放課後であるとか夏季休業
日等の補習の時間の使い方、これは学習指導講師等をよく使っていますけれども、
この内容が充実してきたことで底上げが大分図れたのではないかなというふう
に分析しております。

特に、夏休み中は5日以上補習をするのがどこの学校も当たり前という状況
になってきていますので、このフィードバックを自分でしていくという子ども
たちが学習する機会として成果が上がってきたのではないかなと思っております。

以上でございます。

委員 長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 まさに、その底上げのところがこのフィードバック学習を導入した一番の教育
委員会としての思いだと思うのです。ですから、そういったことが効果として出
ているということが分かるとすごくいいなと。

これは、平均だけ見ると、なかなか分かりにくいというのが確かにあるので、
どういうふうな提示の仕方がいいのか分からないですけれども、そこに思いはあ
るのではないかなと思っておりますので、ぜひ、その点は注目して取り組んでいただ
きたいと思えます。

青木委員 全く同じ意見ですけれども、3年やってきて、大分、現場に雰囲気定着してきたという感じは見てしまっていて、教育の現場でも大体そうなのですから、大分、クラスの雰囲気ができてくると、全部、やらなければいけないという感じで、周りのやっていない子たちが引きずり込まれるというのが見てとれるので、現場のヒアリング等で、そういった全体の雰囲気づくりみたいなのができているかどうかとか、その辺のデータが出てくると、本当の底上げにつながってきている傾向を見られるのかなと思います。

指導室長 ヒアリングについては、夏休みに指導主事が全校を回って、各学校のデータを持って行って、こういう状況でしたという話と、それから、先ほどの補充学習であるとか授業の改善のポイントとかということについて、情報はいただいています。

なかなか数字で表れてこないところもありますが、学校からの話を聞くと、先ほど、まとめとしてさせていただいたようなことが成果なのではないかという学校の分析でもあります。

委員長 中学校で、3年間で改善されているのが多いというのは、それだけ小学校から年数を重ねてきているから、効果はあったのではないかと思います。

指導室長 現在の中2の子は、最初のフィードバックを5年生のときにやった子たちなので、5年間、フィードバックを使って学習してきた子ということなので、そういったこともあるかなとは思いたいというか、思っております。

○報告事項

9. いじめ実態及び対応状況把握のための調査について

(指一5・指導室)

委員長 では、報告9「いじめ実態及び対応状況把握のための調査について」、指導室長から報告願います。

指導室長 いじめの件につきましては、昨年7月に大津市でいじめがあって自殺するというお子さんが出て以来、先ほどの体罰と同じで、全国的な問題になっております。

このいじめの実態につきまして、昨年度1年間の調査の結果について、まず、報告させていただきます。

このいじめの認知につきましては、毎年度、調査をしておるものですが、昨年度は小学校で345件を認知し、中学校で165件、都合510件のいじめの認知がございました。

また、今年度に入りまして、いじめのふれあい月間で、6月1カ月間の調査でございすけれども、その中で、小学校226件、中学校82件で、合計308件を認知しております。

今年度につきましては、この226件、中学校の82件については、概ね解消はしておりますけれども、10%程度が6月を過ぎても解消しないという状況がございました。

昨年度のデータを見ましても解消したものは8割から9割ぐらいというところになってございますので、どうしても1割、2割が長引くという傾向があります。

長引く内容につきましては、子ども同士が最終的に決着しないケースに加えて、保護者の方同士が互いに納得できずに、最終的に解決に至らないというケースも生じております。

こうなったときには、子どもはもう仲直りしたよというふうになっても、保護者の方の同意を得るというのは、なかなか困難だということで、比較的長くなってしまうときがある。

これらのいじめの実態調査につきましては、国の方でも、引き続き、調査するというところでございまして、今般、平成25年9月末までの今年度の調査期間において、認知件数であるとか、疑いの件数について、改めて調査をするということでございます。

公表につきましては、平成25年11月ごろということでは予定しているということでございます。

区市町村教育委員会の実施における工夫についてですが、都立学校向けのものをご参考として配布するというところでございますので、それに基づいて、区市町村のものを独自につくって判断するということですが、本区の場合は、国のもともとの調査に加えて、ふれあい月間での調査の項目もありますので、調査の方法につきましては、今後、校長会と詰めながらしていこうかなというふうには思っております。

また、来年度につきましても調査をするということで、引き続き、続けていくということでございます。

以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

今年度も、10%ですから、30件ぐらいはまだ解決していない部分もあるということでございますので、今後とも、引き続きよろしく願いいたします。

○報告事項

10. 将来を見据えた区立学校の施設整備と適正規模・適正配置の一体的な推進のための方針について

(新一1・新しい学校づくり担当課)

委員長 それでは、報告10「将来を見据えた区立学校の施設整備と適正規模・適正配置の一体的な推進のための方針について」、新しい学校づくり担当課長から報告願います。

新しい学校づくり担当課長 それでは、将来を見据えた区立学校の施設整備と適正規模・適正配置の一体的

な推進のための方針につきまして、説明させていただきます。

資料「新—1」をご覧ください。

この件につきましては、7月11日に教育委員会におきまして、学校適正規模及び適正配置に向けて取り組み基準及び手順案として報告をさせていただきました。その後、代表校長会に意見を求めるなど、事務局内部でも再検討いたしまして、本日、改めての報告となります。

適正配置の進め方に関する基準や手順につきましても、当然、盛り込んでいるものでありますけれども、題名にありますとおり、前案よりも学校の施設整備と学校適正規模・適正配置を一体的に推進していくための色を濃く、明確にしております。

これにつきましては、この資料の1ページ、前文の最後の数行のところに表現をしております。

この方針につきましては、少し表現が甘い部分もあるのですが、学校施設整備基本計画を策定するための方針です。また、現実的に急を要するような、対応を要する学校が出てきております。後ほど、そこについても触れますが、それらの学校の対応についての方針となります。

具体的な内容についてですけれども、この1ページの1番、改築・大規模改修を契機とした新たな歴史を築く学校づくりの取り組みとしております。

考え方を明記しているのは、このページの最後の5行の部分です。

読み上げますと、「従来の施設の老朽化だけに着目した施設整備から学校の適正な規模と配置等の教育環境向上の視点を取り入れたものとし、検討に当たっては該当校だけでなく周辺の学校を含めて行い、多面的な整備計画としていくものである。従って、整備着手校の順位の設定は従来の建築年度や施設の老朽化を基本としつつも、将来の児童・生徒数の予測を基に、学校規模や配置の適正化も重要な選択要件としていくものである。」というような形にしております。

めくっていただきまして、2ページ目、3ページ目のところ、こちらでは現在の学校の状況についてをあらわしています。この部分は新たに加えたものでございます。

まず、学校施設の状況ですけれども、昭和30年代に建築された改築・改修未計画の学校を表記しています。9校ございます。

次に、学校規模の状況を、大規模校、適正規模校、小規模校、過小規模校という分類にして、分けて表しています。

3ページ目の過小規模校につきましては、小学校は、全学年1学級、中学校は全校で5学級以下の学校についてでございます。

このうち、全校120人未満の学校につきましては、志村第三小学校、板橋第九小学校、板橋第五中学校、向原中学校となっています。このうち、板橋第五中学校以外の3校につきましては10人未満の学級が存在しております。

これらの学校の実情といたしましては、志村第三小学校につきましては、入学者数が増加傾向にあることに加えまして、現在、志村地域の通学区域変更等の対象校となっております。

その他、種々、記載の事情が、各校、あるいは地域の事情がございます。

最後の※のところにありますとおり、児童・生徒数の変動への対応の協議を開始する必要がある学校につきましては、板橋第九小学校、板橋第五中学校、向原中学校となります。この辺の基準につきましては9ページに記載しているものがございます。後ほど、触れたいと思います。

4ページをお開きください。資料1でございます。

こちらは、教育上望ましい規模につきましては、これは記載のとおり、適正規模・適正配置審議会の答申や教育委員会で昨年5月に決めました基本方針でも示してあるものがございます。

しかし、今回の方針では、特に中学校の規模につきましては、答申の考えを尊重しながらも、中学校の学校配置や施設状況等を考慮して、今後の中学校の学級数を12学級から18学級をベースに整備することを基本にするということによって表現しています。

ただし、赤塚地域など、地域の状況によっては、これをさらに上回ることも考えられますということで、括弧書きをしておるところでございます。

前回との変更点を中心にとということで説明させていただきます。

5ページ目につきましては、検討・協議の流れについてです。

基本的に、ここは前回とは変わりはございませんが、若干の文言追加等をさせていただきます。

6ページでございます。

ここは新たに加えました改築・大規模改修等、学校適正規模及び適正配置を連動させたイメージでございます。

こちらは、上の部分を見ていただきますと、ある一定のエリアにA校、B校、C校という3校の学校があると仮定します。

例えばA校が改築期の小規模校といたします。これは適正規模校でも結構です。また、B校、こちらは改築期ではない適正規模校。C校は改築期でない適正規模校という、こういう3校がございます。

こういった中で、地域性、通学区域の問題であったり、そういったものを様々に加味して、3校を一定のエリアとして検討を行います。そして、改築期を迎えたA校の改築計画に当たり、A校とB校、こちらの方を統合して改築するというような協議結果となったといたします。

そうしますと、下の矢印にありますとおり、新たにD校といたしまして、A校とB校を統合し改築した学校を開設いたします。そして、C校はそのままというような状況です。

ただ、通学距離の事情によっては、例えばA校、B校の通学区域の一部をC校に分割するというような形で、この2校の規模であったり、配置であったりというものには配慮していく必要があるというふうに考えております。

これは1つのイメージでございます。

続きまして、7ページの資料3につきましては、区全体的に検討が進められております公共施設等の整備に関するマスタープランについてです。

こちらは基本的に同じでございますけれども、中ほどに「マスタープランの基本方針及び手法」というものの図式を加えさせていただきました。これはマスタープランのものをそのまま引用しているものでございます。

続きまして、8ページの資料4でございます。

こちらは、現在、検討を進めております学校施設整備基本計画でございます。

これが、冒頭の説明で申し上げた、今後、学校施設の整備と学校適正規模及び適正配置を一体的に推進していくプランとなるものだとご理解ください。

この部分については、主に考え方の変更はございませんけれども、前回より①から④までである4つの視点について、少し文言等を再提示させていただいております。

策定のスケジュールは記載のとおりでございます。

一番上の方針につきましては、現在、説明しているこの方針のことを指します。

それから、個別の学校の検討ということでは、実際に30年代の学校であったり、過小規模となっている学校の実情等の調べを行っているというふうにご理解ください。

それから、表の矢印のところでも誤りがございました。素案策定のところが、10月の表のところから年明けの部分までまたいでいるのですけれども、ここはパブリックコメントを年明けに予定しておりますので、素案作成につきましては年内のところまで矢印を短くしていくというような形で修正をしたいと思います。よろしく願いいたします。

続けさせていただきます。9ページになります。

こちらは、2つ目の考え方といたしまして、児童・生徒数の変動への対応ということで、これは、先ほど2ページ、3ページのところで具体的な学校の状況を説明させていただきまして、過小規模の対応を必要とするというようなところにつきましては、この2番の項目の部分に従って進めていくということになります。

(1)の大規模化の部分につきましては、欄外になっていますが※の部分を追加しております。

情報提供・意見交換の時期を「300戸以上の大規模集合住宅の建築情報を得たとき」というふうにしておりまして、現在の状況、こちらは志村第四小学校、前野小学校におきまして教室不足等が想定されておりますので、この辺につきましては情報提供・意見交換をする必要がある。具体的には、学校等への説明などを進めているような状況でございます。

それから、協議内容のところでございますが、ここにつきましては、通学区域の変更のみの表記でしたけれども、それに加えまして、施設の増改築というものを加えております。その下の協議期間につきましても、「(概ね1年間)」ということで明記をしております。

10ページ目でございます。

(2)の小規模化につきましては、協議会の部分で追加があります。

まず、協議内容の②につきまして、この部分は、いわゆる表題だけだったのですけれども、具体的な説明、「通学区域変更や改築・大規模改修を絡めた学校適

正規模・配置」ということを加えております。

また、下の欄になりますけれども、箇条書きの2点目につきまして追加いたしました。「適正規模にするための取り組みをしても、なお児童・生徒数が回復しない場合は、周辺校を含め、一定エリアでの適正規模・配置（統合による新しい学校の新設）を前提とした改築や大規模改修を検討する」、ここを新たに加えております。

最後は、11ページについてです。

3の協議会についてです。（1）から（4）までの定めた事項については変更ございませんけれども、前文の部分につきまして、少し具体的な表現に変更させていただきました。

内容の説明については以上ですけれども、このように学校施設整備と適正規模・適正配置を一体的に進めていくのだという考え方を打ち出すことにいたしました。

この考えをもとに、次の報告事項にもありますけれども、学校施設整備基本計画策定のために、あるいは具体的な対応を要する学校への動き出しのために、この方針を活用してまいりたいと思います。

本日は素案の提示ということでご審議をいただきまして、次回の教育委員会において決定できればと考えております。

本日のご審議以降におきましても、ご意見等がありましたらご連絡をいただければ幸いです。

説明は以上です。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

青木委員 学校や教育機関の、この施設設備の話なのですけれども、恐らく、耐震の考え方、省エネ、低炭素化という2つの方向性で、今後に向けてある程度、大規模改修なんかも考えられているかと思うのですが、これに関しては、例えば、国の方針、あるいは建築設備の方で、教育の施設設備が、最低限盛り込む基準というか、何か指針みたいなものはある程度出ているものなののでしょうか。今の時点で、告示といったようなものだとか、余りそういったものは、明確なものはないのですか。

新しい学校づくり担当課長 明確な基準というものはないと思いますけれども、ただ、例えば環境への配慮であったりとか、次の報告にもあるのですけれども、いわゆる学校改修に当たって、そういった今日的な課題というか、要請というのを施設面でどう教育面以外の部分でも兼ね備えていくかということとは大きな課題として、今年度、別の組織をつくって検討している最中がございます。

青木委員 と言いましたのは、実は、国交省の中の建築基準を審議している部会の方で、住宅性能表示の、要するに告示改正の話が出てきております。

これは、耐震化というのに対して、今後100年に対して、100年レベルの地震にも耐えられるかという形で、そういうものに耐えられるものであれば、要するに、レベルをそれぞれつけて、この建物は、グレードがここにあるというようなものを各施設ごとにちゃんと表示ができるというようなものを盛り込んでいきたいという考え方が基本なのです。

これには、低炭素化という、省エネというものも入っていますし、その中に、例えばグリーンカーテンだとかというのも当然入ってくるわけですが、そういう総合的な評価指標を出しますというような話が出てきて、9月から、多分、パブリックコメントが出て、平成27年の多分4月ぐらいに実施というような方向で検討が始められているところです。

素案が、もう8月の建築の審議会の中で出てきたものですから、その辺は、将来的なものも含めて、こんなのが出ているよというののもちょっと頭の片隅に置いて、こういう大規模改修の方向性を見られたらいかかなとは思っています。

もう間もなく、9月になりますとパブリックコメントみたいな形で住宅性能表示の新しいものが国交省のホームページに上がってくると思います。その辺は、ちょっと意識されたらいかかなというふうに思いました。

新しい学校づくり担当課長

分かりました。実際に今、大規模改修の検討の部分につきましては、いわゆる専門的な研究所に委託契約をして、色んな支援をいただいているところですので、情報収集も含め、ちょっとお話をしてみたいと思います。

また、当然、営繕の建築部門と一緒に検討していますので、その辺の情報収集も注意してやりたいと思います。

青木委員

ぜひお願いします。というのは、従来のレベルの話も出てきたのだけれども、それに加えて、低炭素化という新しいグレードを今度つくるといことです。レベル4とか5とかという話が出てきて、そして、その辺を総合的に見ましょうというのを今回、告示に盛り込んだそうですから。

先ほどもお話が出ていた学校施設設備というのは、安心・安全というものと同時に、環境への配慮というものも全部入ってくると思うのです。

今後、そういうものが1つ学校施設設備の指標になるといっても過言ではないかなと。その辺があるといいなと思います。

谷田委員

基本的に、教育上望ましい規模というのは、小学校で12学級からとなっていますけれども、なかなか、そこにもっていくまでというふうなことよりは、もうちょっと少ないところをどうするかというところが、どうしても中心になるのかなというふうに感じていて、そのあたりは、また別にどうするかということを本当は考えてもいいのかなと思ったり。

それが、要は施設整備という視点も絡めたときに、実はそういうことも、もうちょっと打ち出しやすくなっているのかなということも思ったのですけれども。

新しい学校づくり担当課長 それは、例えば小学校でいくと7から11学級というような、12学級未満の学校。

谷田委員 要は、複数学級にすることをもっと目指そうというふうには、これだともっていけない。厳しい言い方をしてしまうと、もっていけないですよ。だから、それは、本来、適正に近づけるということの求めている理想像にはいかないですよ。

新しい学校づくり担当課長 具体的なプランとして学校施設整備の基本計画を、今、策定しているのですが、今後も、少し具体的な、こういった規模の学校を例えば区の地図に落としたりとか、それぞれの学校の建築年度を落としたりとかというのをかみ合わせて検討したときに、それぞれの学校、例えば12学級未満の、今回の表記でいう小規模校と小学校でいくと位置づけられているような学校の施設を改修・改築するときどのような検討ができるか。

必ずしも隣同士にそういう小規模校が並んでいるとも限りませんし、そういった中で、それは、その2校の検討ではなく一定のエリアとしたときに、それが3校に広がるのか4校に広がるのかということもありますので、余り限界を定めずに色々な検討をしていく必要があるのかなというふうには思っていますので、新しい取り組みとして、今回こういった方針を出してやっていきたいというふうに思っています。

谷田委員 分かりました。

委員長 実際には、人口の配置と学校の配置がちゃんと規則的に並んでいるわけではないので、どうしても区の周辺あたりの学校は少なくなってしまうのはやむを得ないし、かといって、そこをなくすと、結構、遠いところの学校に行かなければならないから、どうしてもなくせないような学校も出てくるのではないかという気がします。地理的な要素も含めてご検討いただけたらいいかなとは思っております。

ということで、ほかに、まだご意見等がありましたらメール等ご連絡していただければよろしいかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○報告事項

11. 「(仮称)学校施設整備基本計画」及び大規模改修検討委員会について

(新一2・新しい学校づくり担当課)

委員長 では、報告11に移ります。「(仮称)学校施設整備基本計画」及び大規模改修検討委員会について、新しい学校づくり担当課長から報告願います。

新しい学校づくり担当課長 それでは、続きまして、平成25年度に学校施設整備に関しまして大きな検討を2つ開始してございます。本日は、それが動き出したというような状況につき

まして、ご報告させていただきます。

資料につきましては「新—2」です。「（仮称）学校施設整備基本計画」及び大規模改修検討委員会についてでございます。

まず、1番、表面につきましては、「（仮称）学校施設整備基本計画」の状況についてでございます。

この策定の視点につきましては、先ほどの報告の中でもお示ししているとおりでございます。もともと学び支援プランなどで策定を位置づけて準備等を進めておりましたけれども、現在、区全体の公共施設等に関するマスタープランの動き、あるいは、その考え方と整合を取りながら策定作業を進めております。

検討の方向性につきましては、こちらに記してあるとおりでございますが、学校の適正規模や複合化を含めた改築・改修計画をつくりますけれども、学校施設につきましては施設数も多く、老朽化が進行している中で、実現可能な計画にしていく必要があります。

25年度につきましては、基本的な方針を定めた計画を定めるほか、可能な限り、昭和30年代に建設された学校などの具体的な考え方などを示していきたいと考えています。

この検討組織につきましては、区のマスタープランにおいて設置されました学校施設検討部会として動き出しております。私、新しい学校づくり担当課長を座長にいたしまして、記載の委員構成となっております。

スケジュールにつきましてはスケジュール表のとおりでございますが、素案等につきましても、この場においてご報告させていただきたいというふうに思っております。

続きまして、裏面をご覧ください。

大規模改修検討委員会についてでございます。

設置の目的につきましては大きく、記載の3点でございますけれども、1つ、経費の節減というものが大きな命題となっております。

これまでの大規模改修につきましては、施設の躯体を残して、スケルトンにというのでしょうか、フルリニューアルをしておりましたけれども、今後は、使えるものは使いながらというような形で経費を縮減してまいります。これによりまして、改修ペースというのも早まりますし、教育環境の整備が加速化いたします。

経費の縮減といった中におきましても、防災面であったり、環境対策など、教育の部分以外で学校建築における今日的な課題がございます。そういったものどこまで対応できるのか、あるいは学校施設の長寿命化についてどのような形ができるか、そういった部分についても検討を進めます。

検討の組織といたしましては、教育委員会の事務局次長を会長にいたしまして、教育委員会の関連の課長のほか、政策経営部や施設担当である営繕課も委員としております。また、学識経験者といたしまして、東洋大学理工学部の長澤悟教授にご協力をいただいております。

また、さらにより専門的な知見を要するというので、新しい学校づくり担当課が事務局でありますけれども、そのバックアップをしていただくために研究機

関への委託契約も結んでおります。

この検討委員会の下部組織といたしましては、改修4校の検討部会を設置しております。既に設計を終えておまして、来年度以降に大規模改修を行う予定である4校の設計変更を今年度行っています。この大規模改修の検討のまとめは、年度いっぱいかかるのですけれども、見直しを行っている4校につきましては、この検討内容を、時間の限りもあるのですが、可能な限り反映させるということを目的としております。

既に2回の委員会と1回の部会と、そのほか、学校の視察やワーキング作業など、かなり詰め込んで作業を進めている状況でございます。

スケジュールにつきましては、表のとおりでございます。先ほどの学校施設整備の基本計画同様に、素案等の経過については、適宜、報告させていただきたいと思っております。

本日は、まず、動き出し、あるいはその目的等についてのご報告をさせていただきました。よろしく申し上げます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 長澤悟先生は、教育施設の建築に関しては第一人者なので、あとは、ぜひ、改修経費の削減というのが1つ大きな目的になっていたと思うので、そこら辺は、ぜひお知恵を出していただけるような形で進めていただければいいのではないかと思います。

新しい学校づくり担当課長 大規模改修につきましては、大きなところでは、今までは仮設校舎を建設して行っておりました。例えば、直近の大規模改修の仮設校舎のリース費用でいきますと、例えば志村坂下小ですと、リース費用だけで約1億2,000万円かかっております。

今回は、1つは経費の問題もございますので、仮設校舎をつくらずに、校舎にしながら、夏休みであったり、長期の休暇を有効に使いながら、2年ぐらいの形で改修工事を行っていくというのも1つ大きな柱としては考えております。

躯体を残して大規模な改修をするということを、今回、考えていませんが、その辺の工事については可能であるというふうに考えております。

青木委員 私の仕事場の耐震改修は、それでやっています。いながらにして変えるという。そちらの方がおっしゃるとおり、安くつくのだという話もあるようです。改修の仕方にもよる。ただ、時間は結構かかってしまうというお話はありました。

委員長 費用削減するのは結構なのですが、児童・生徒の負担にならない形でやっていただけるとよろしいかと思います。

新しい学校づくり担当課長 やはり大事なところは、削減も大変大きな命題ですけれども、板橋区において

は学校の施設のあり方検討をこれまでも進めてきましたし、先ほど言った環境の面であったり、そこは、木質化とか色々な課題が出てきております。

そこにどこまで手がけられるのかということと、これまでよりも、例えば国等の補助金の上手な活用であったりとか、そういったものを研究所機関の方にも精査をしていただいていますので、環境に関する設備を取り入れるからお金がかかるといよりは、上手にその補助制度を活用するとか、そういったものについても上手く整理ができればというふうに考えています。

青木委員 おっしゃるとおり、先ほどの住宅性能表示も、要するに、低炭素化とかというのをやれば補助をちゃんと出すというような、ちゃんとインセンティブをつけながらやらないと、そういう性能評価に積極的にかかわる人が少ないからという話で、やっぱり補助は必ず出るので、ぜひとも活用していただきたいと思えます。

委員長 ということでよろしいでしょうか。

○報告事項

12. 志村図書館空調設備故障について

(図-1・中央図書館)

委員長 報告12に移らせていただきます。「志村図書館空調設備故障について」、中央図書館長から報告をお願いします。

中央図書館長 それでは、志村図書館空調設備故障について、ご報告いたします。

このたびは、志村図書館の空調故障により、ご迷惑、ご心配をおかけしましたこととお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

故障の概要ですが、志村図書館の空調設備であります冷温水発生機が稼働しなくなったことにより、8月1日の開館時から冷房の使用ができなくなりました。

故障の原因としましては、冷温水発生機の部品である高温再生器の故障ということで、当初は、この部品が受注生産のため交換に相当の期間を要する見込みでありました。

しかし、その後の調査によりまして、高温再生器内の腐食した配管を除去し、溶接することで、応急的に冷温水発生機の稼働が可能であることが判明いたしました。

機器の全体の点検調査を経まして、これらの応急処理を8月6日、7日、8日の3日間に行った結果、8月8日の午後に空調設備が復旧したものでございます。

それでは、資料の「図-1」をご覧ください。

1、発生場所ですが、板橋区立志村図書館。

2、事故発生日時ですが、平成25年7月31日、17時ごろ。この日は月末の休館日でした。

3、復旧日時。平成25年8月8日、11時45分。

4、発生原因。空調設備（冷温水発生機）の部品であります「高温再生器」内の配管腐食による溶液の漏れです。

5、対応経過ですが、5点ほどございます。

1点目、空調機の停止について、区のホームページ、図書館のホームページ、図書館内の掲示により周知、お詫びするとともに、熱中症等健康管理について、館内放送を含めて、注意喚起を行いました。

2点目ですが、館内の窓が開閉できない施設であるため、排煙装置を開放するとともに、通用口を開放して通気性を確保いたしました。

3点目ですが、館内に扇風機（7台）、冷風機（3台）、スポットクーラー（5台）を設置いたしまして、室温が急激に上昇しないように努めました。

4点目ですが、隣接する志村コミュニティホールに協力を依頼しまして、コミュニティホールの2階に閲覧場所を臨時に確保いたしました。

5点目ですが、図書館スタッフによる巡回を随時行い、利用者の健康状態に留意しました。

これらの対応によりまして、概ね図書館内の室温は30～32度、湿度につきましては45～60%で推移しておりました。

また、空調故障期間の8月1日から8月8日の午前までに体調不良を訴える利用者はおりませんでした。

6、今後の対応ですが、今回の対応は、腐食配管の除去による応急対応でありましたため、今後は、高温再生器の取りかえについて補正予算を組み、対応する予定でございます。

報告は以上です。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 要は、色々、事故があつて、決して利用者にとって最適な空間にはなつてなかつたかもしれないけれども、かなり配慮して対応していただいたということですよ。

中央図書館長 そうですね。臨時休館ということもなかなか難しいので、なるべく休館をしないで、風通しをよくしたり、室内温度がなるべく上がらないようにという形で、通常どおりの開館に努めたということでございます。

谷田委員 本来は、こういう事故がない方がいいのですがけれども、そういうところは、すぐく考えて対応していただけたのかなという印象ですね。

委員長 空調等の日常のメンテナンスで危ないところを事前に発見していただいて、壊れる前に直すという、それはなかなかいいのですがけれども、なかなか点検がそこまでいかないのですね。

中央図書館長　そうですね。定期点検は、年2回は必ずするようになっておりまして、今回も4月に定期点検を行った結果は「異状なし」という報告があったのですが、今回の高温再生器というのは、中身を分解しないと分からないということで、外見の点検では発見しにくかったというのがありますので、空調の稼働状況を見まして、そこからどの程度まで保守点検をするのかというのは今後の課題だというふうに思っております。

青木委員　結局、ああいう見えないものは、原発や下水の配管と一緒にですから、超音波厚さ計とか、具体的な非破壊検査の装置を導入して詳細な検査をしないといけないので、検査費用もかさみますし。それから、本来だったら、余り期間をあげないメンテナンスがどうしても必要になってくるのですよね。老朽化は、結構、短い期間で一気に出るタイプですから。多分、その辺が今後の課題にもなるかなと思います。

委員長　だから、ある程度、定期的に交換を。

青木委員　もうそろそろ、セントラルヒーティングではないですけど、要するに、全体でコントロールしないで部分的に取り換えがきくものがよろしいですかね。やっぱり耐用年数があるものですから。

委員長　全体的な計画の中で順繰りにいけるように、上手く組んでいただけるといいのかと思います。

中央図書館長　はい、分かりました。

○報告事項

13. 落雷停電による図書館システムの停止について

(図-2・中央図書館)

委員長　では、報告13「落雷停電による図書館システムの停止について」、中央図書館長から説明願います。

中央図書館長　それでは、資料図-2の「落雷停電による図書館システムの停止について」、ご説明いたします。

こちらは、8月12日の月曜日の夕方、落雷により中央図書館周辺が二、三分間停電いたしました。この日は、東武東上線も中板橋駅付近の落雷によりまして信号システムが停止してダイヤが乱れた日でもございました。

そして、区の図書館システムはサーバーが中央図書館内に設置されておりますため、それに伴いまして、地域館を含めまして、図書館システムによる窓口業務端末や予約端末が結果的に2時間半ほど利用できなくなりました。

経過ですが、17時20分ごろ、落雷により中央図書館が停電いたしました。

二、三分後に復元いたしました。業務システム、利用者用端末、OPACが稼働していないことが確認されました。

そして、システム保守の窓口に対応を要請するとともに、区立図書館全館への周知、ホームページによる利用者宛の周知を行いました。

そして、保守員到着まで職員による調査を並行して行い、回線、機器類に影響がなく、データベースのサーバーが起動していないことが判明いたしました。

19時20分に保守員が到着し、データベースサーバーが起動していないことのみが原因であると特定されました。そこで、サーバーを立ち上げることにいたしました。

19時40分に業務用のシステム、19時50分にOPACが復旧いたしました。復旧したことによりまして、全館への周知とともに復旧のお知らせをいたしました。

図書館では、この停電の時間中、貸し出し情報を帳簿による手書きにより対応していたため、復旧後、直ちにこの情報をシステムに入力を行い、業務を終了いたしました。

今回の原因となったシステムの環境ですが、停電など、外部からの電源が供給できない場合、サーバー機器や保持するデータに支障を来さないように、無停電時電源供給装置、UPSと呼ばれておりますが、サーバーに電源を供給して正常に終了できるような仕組みになっております。こうした機器への安全装置が働いてシステムが停止したことによるものです。

資料の裏面に入りますが、今後の対応ですが、今回、復電後、保守員による手動によるサーバー起動となったため時間を要しました。今後は、復電時には、自動的にサーバーを起動できるように改修する予定です。

設定の変更はシステムをとめて行うため、1月に行う予定の電気点検停電時に合わせて行うようにいたします。

なお、それまでに同様の事案が発生した場合の対処方法としましては、メーカー側から提示のありました手順書をもとに保守員と電話で連携をとりながら職員で起動できる体制を整えました。これによりまして、システムが停止してから起動までの時間を遅滞なく稼働を行うような形で準備を進めたいと思っております。

また、停電時のサーバーの自動停止開始時間を停電発生から1分間のところを3分間に改めました。こちらは既に対応済みでございます。

これによりまして、停電時間が3分以内の場合はシステムを停止せず、継続しての稼働となりますので、図書館システムはそのまま使う形になります。

報告は以上です。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

ここのUPSというのは、そんなに持たないUPS。3分も持たない程度のUPSなのですか。

中央図書館長 UPS自体は28分、新品の場合ですが。そして、停電時間が1分を越えてし

まった場合、電源が供給されないと判断し、シャットダウンするような命令が入るということになっております。

委員長 28分ほどでなく、せいぜい15分ぐらいは保持してもらおうと。

中央図書館長 そうですね。本来は、そのぐらいまでできるのが理想ですが、バッテリーみたいなものですので、どうしても経年で減っていくので、安全を考えるとやっぱり1分から3分ぐらいまでだというのがメーカーの方のお話です。

青木委員 シャットダウンにはどれぐらいかかるのか。

中央図書館長 13分から15分という話です。

委員長 シャットダウンね。それを見込んでおかないと。

中央図書館長 はい。

委員長 対応のところで、電話で打ち合わせしながら、図書館の方でも復元できるという手だてを取られたということ。

中央図書館長 そうです。特に難しいプログラムを打ち込んだりという処理ではありませんので、そちらの方は職員でもある程度は対応が可能だということでしたので、そのようにさせていただきたいと思います。

青木委員 余計なことですが、図書館にはエレベーターはありましたか。

中央図書館長 中央図書館にはありません。

青木委員 停電の後の復旧は、結構トラブルが多いものですから。落雷による停電なのでやむを得なかった部分もあるかと思えますけれども、今後は、できるだけ早く復旧できるようにお願いいたします。

次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありませんか。

谷田委員 先日、初任者等宿泊研修というところにちょっとだけ参加させていただいて、簡単な報告書を作成して教育委員の皆さんには報告したのですがけれども、今、どんな方が先生になられるのかとか、1学期が終わってどんなことを感じておられるのかなということを感じ取れればというふうに思って参加してきました。

とにかく、皆さん、ギャップは結構感じているようでしたけれども、それは別に先生の仕事ではなくても、どんな仕事場に行っても、思ったとおりにいかないこととか、想像していたことと違うことはあるのだと思いますけれども、そういう

うことに対しても、結構、明確に自分の中で皆さんの思いを持っていたし、それに対して、何となくこういうふうにしてそれを乗り越えていくのだというイメージも、皆さんできているようで、とてもよかったなという感じでした。

また、やっぱり期限付の方は、1年なり、2年なり、現場で経験しているということで、ある意味で、すごく学校のことをよく分かっている。それでも分かっていることでもあるみたいなご意見もありましたけれども。

そういう、ぼっとすぐ現場というよりは、ああいう期間があるのも何となく大事なのかなというふうに思った次第です。

私自身としては、本当にいい経験をさせていただきました。余り恒例にするものでもないかもしれないですけども、機会があればこういったものにも参加されると。

委員長 ありがとうございます。ご苦労さまでした。

私の方は、前回の教育委員会以降に幾つか出ているイベントもあるのですが、その中から、かいつまんで2つだけご報告しておきます。

1つは、実は教育委員会の管轄ではないのですが、郷土資料館の親子兜作り教室というのがありまして、実は、これは講師として行っているものですから一応報告しておきますと、3日間、親子で兜を1つつくるという作業をしますけれども、今回は男の子ばかり5人、5組来ていまして、非常によくできました。

保護者が感想として言っていたのは、この3日間、午前中2時間、それから、お昼を挟んで午後2時間、一日5時間やるのですけれども、それを3日間、親子と一緒に作業したことがなかったので、非常によかったというような感想を申されておられまして、お子さんたちにとりましてもいい思い出になったのではないかと思います。今回つくりました兜をかぶって農業まつりの武者行列に出るという、そういう手順になっております。

あと、8月17日の絵本翻訳大賞の表彰式の後の受賞者との懇談会の方に出席させていただきました。受賞者の皆さんの生のお話をお聞きして、大変よかったと思っております。

今まではこういう機会がなかったのですが、今回、初めてそういう機会をつくっていただきました。

板橋区が文化的なことに力を注いでいるのは非常に素晴らしいというご意見がありましたし、審査員の先生からも、50年、100年続けてほしいと言っていました。

それから、英語の方の特別賞は八王子の中学校の英語の先生が授賞しているのですけれども、「板橋区の中学生は素晴らしい」と言っておりました。

あと、色んな受賞者から主催者の方への質問等、非常に色んな意見が出ておりました。大変よかったと思います。

ただ、最後に思いましたのは、授賞された方は地方の方も結構いらっしゃるわけで、都内はそんなことは余りないので、地方の方が授賞をすると、結構、地方の新聞でまたそれを取り上げたりするので、ぜひ、その際に板橋区を

PRするためには、板橋区の資料もお渡しした方が、例えば観光協会の資料とかそんなのも一緒に差し上げておくと、地元に戻ってPRしてもらえるかなというふうなことを感じました。

中央図書館長 ありがとうございます。

委 員 長 以上でございます。
ほかになければ、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

午後 3時 10分 閉会